



平成 27 年 12 月 14 日

各 位

会社名 正栄食品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 本多市郎
(コード番号 8079 東証第2部)
問合せ先 常務取締役 藤雄博周
(TEL 03-3253-1211)

定款一部変更および代表取締役の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更および代表取締役の異動を内定しましたのでお知らせいたします。なお、代表取締役の異動に関しては平成 28 年 1 月 28 日開催予定の第 68 期定時株主総会で取締役選任議案が承認されることを条件として、株主総会終了後に開催される取締役会にて正式に決定する予定です。

記

1. 定款一部変更

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日施行され、新たに社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款第43条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

(2) 変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第43条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除) 第43条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(3) 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 平成 28 年 1 月 28 日 (木)
- (2) 定款一部変更の効力発生予定日 平成 28 年 1 月 28 日 (木)

2. 代表取締役の異動

(1) 異動の理由

経営体制の強化及びさらなる営業基盤の拡充により、業績拡大を推進するため。

(2) 異動の内容

(平成 28 年 1 月 28 日)

氏 名	新 役 職 名	現 役 職 名
本 多 秀 光	代表取締役副社長	専務取締役

(3) 新任代表取締役の略歴

氏 名	本多 秀光 (ほんだ ひでみつ)
生年月日	昭和 34 年 9 月 6 日
略 歴	昭和58年 3 月 当社入社 平成11年11月 当社商品部長 平成12年 1 月 当社取締役商品部長 平成14年11月 当社取締役営業副本部長 平成16年 1 月 当社常務取締役営業副本部長 平成22年 1 月 当社専務取締役 (現任) 所有株式数 618,566 株

(4) 異動予定日

平成 28 年 1 月 28 日

以上